

【家庭保存版】



P T A 会員のしおり

1. P T A について
2. 本校の P T A について
3. P T A 組織図
4. 仕組みと役割
5. 常任委員会のシステムと活動内容 [例]

- ・ P T A 規約
- ・ メール配信細則
- ・ 慶弔規定

シンプルで

オープンで

無理のない P T A

横浜市立川和東小学校 P T A

(愛称 ペガサスの会)



1. P T Aについて

“子どもたちがすこやかに成長してほしい”という思いは、保護者や教職員の共通の願いだと思います。P T Aは、この願いを達成しようと結成された団体です。P T Aとは、**Parent Teacher Association** の頭文字をとった略称で『保護者と教職員の会』といった意味になります。

P T Aの目的は、「保護者と教職員が協力して、子どもたちの幸福と健全な成長を図る」というところにあり、子どもたちのために保護者と教職員が息を合わせ、力を合わせ活動することが大切になります。

また、子どもたちのために、教育環境の整備、社会環境への目配り、学校教育への理解と協力、保護者と教職員が相互に理解し合うための活動や学習を行うことも大切です。

現在は教育事情も変化し、社会的に取り上げられる問題も多く、また複雑になっています。P T Aは、外面的に教育の環境を整えるだけでなく、子どもたちを取り巻いている社会全体にかかわる幅広い問題について、保護者と教職員が話し合う場であり、相互に交流し、支援しあう場として重要になってきています。

2. 本校のP T Aについて

(1) 設立までの経緯

本校は、平成6年4月1日に新設校として開校しました。学区は川和小学校、都田西小学校、荏田南小学校の三校学区から一部ずつ分かれたものです。

開校に先立ち、平成5年12月、「子どもたちがスムーズに登下校できるように」という目的で当時の三校の地区委員長、P T A役員が自主的に「川和東小学校三校連絡会」を結成し活動を開始しました。この会は、平成6年4月から「川和東小学校校外安全委員会」として、子どもたちの安全にかかわる活動を続けることになりました。

一方、開校後、三校それぞれのP T A活動を経験してきたことから生ずる意識の違いを明らかにし、川和東小学校という新しい学校の「P T A」を、その存否も含めて話し合うための準備が始まりました。

平成6年6月25日、「川和東小学校P T Aを考える会」が発足。小学校の開校という初めての経験は、また「P T A」について保護者一人一人が発言できる絶好の機会でもあり、どういう「P T A」が望ましいかについていろいろな意見が出されました。

- ① 現在の時代状況にあった「P T A」であってほしい。
- ② 組織の大きさは必要最小限であってほしい。
- ③ 自由な意見交換ができる「P T A」であってほしい。
- ④ 参加して楽しいと思える「P T A」であってほしい。
- ⑤ 学校とのパイプ役であってほしい。

などが代表的な意見ですが、全体としては弊害や問題点を指摘しながらも、「PTA」に対して条件つきで必要性を認め、PTAの将来に向けて希望を持った意見が多く出されました。

平成6年9月3日、「川和東小学校PTA設立準備委員会（仮称）」が発足し、平成7年4月の設立を目指し、本格的な活動が開始されました。「シンプルでオープンで無理のないPTA」を基本理念とし、組織・規約などの検討を行いました。

- ① 委員会数に比例して委員数が増える。成人・保健・広報などの活動は、その組織目標を達成させるために必ずしも独立した委員会の設置を必要としない。（シンプル）
- ② 学年委員会を中心に、会員の協力のもとで、それを補完することが可能である。役員・委員の負担を軽減するために、行事ごとに会員の方に協力していただく。（無理のない）
- ③ PTA活動に協力し、参加することで、より多くの方にPTAを理解してもらうことができる。（オープン）

この会の活動内容は全保護者に向けて『ペガサス』という名称の広報誌により報告されました。

平成7年2月13日、PTA設立への賛否投票（組織試案・規約試案含む）により原案は仮承認され、設立一年後に見直すこととされました。

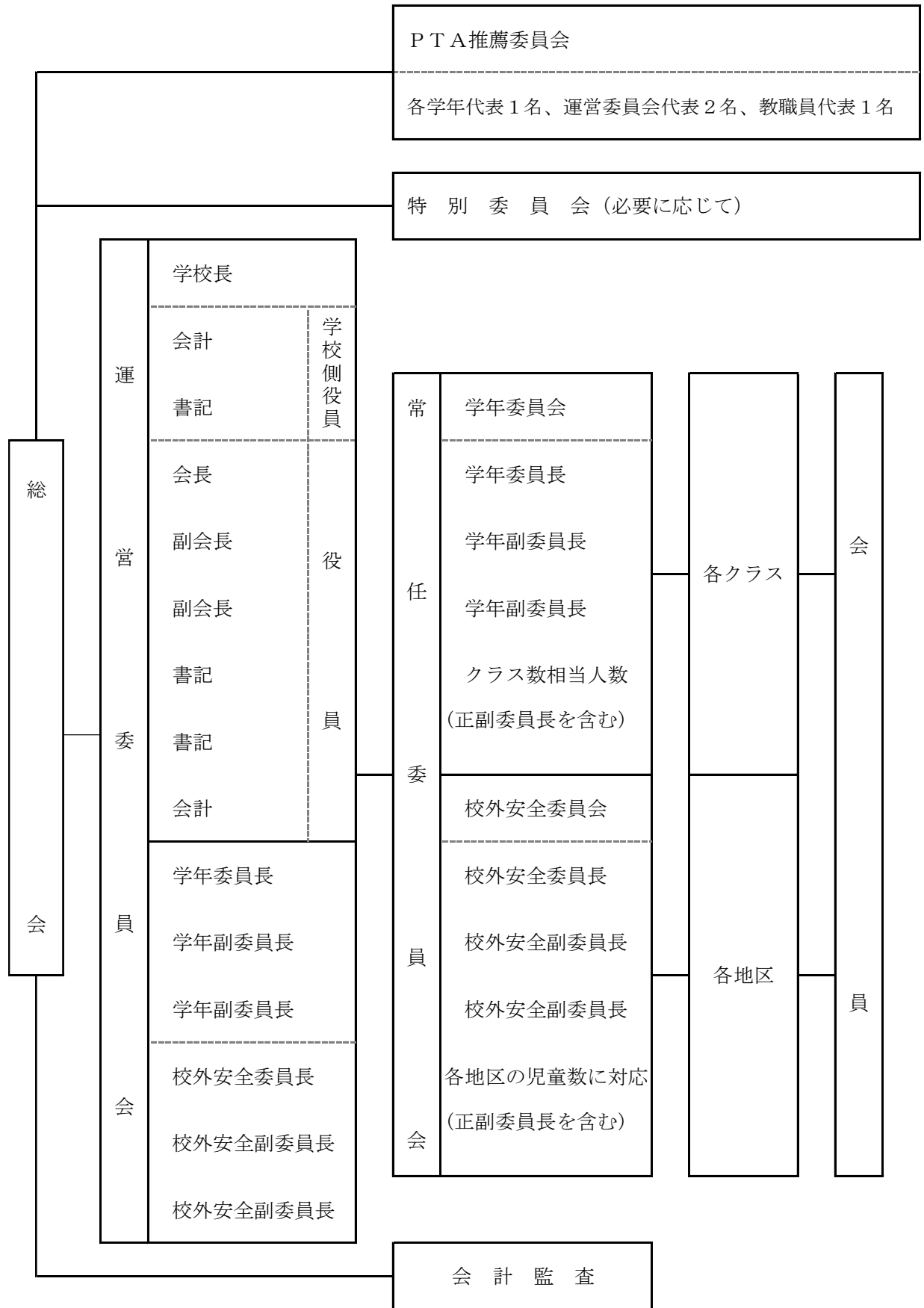
平成7年3月13日、「川和東小学校PTA（仮称）設立総会」において「川和東小学校PTA 愛称ペガサスの会」が承認され、役員及び会計監査候補者推薦委員会より推薦された8名が承認を受けその任に就きました。

（2） 組織について

本校のPTA組織は「学年委員会」と「校外安全委員会」の二つの常任委員会による二委員会制です。PTA活動の原点は『学年委員会』であり、保護者と教職員、保護者相互の協力が基本と考えます。また子どもの健全な育成は、学校と家庭だけではなく地域においても行われなくてはならないため『校外安全委員会』を設置しました。

「シンプルでオープンで無理のないPTA」の円滑な活動は、会員の協力があってこそ初めて実現するものです。また、地域の都市化や女性の就労などの社会変化に対応しながらPTA役員や各種委員の引受の問題や活動内容の見直しを通して、いかに前向きに活動するかは会員の理解と協力にかかっています。会員各自のできるところからPTA活動に参加をお考えください。

3. 川和東小学校PTA組織図



4. 仕組みと役割

1. 会員

児童の保護者と教職員のことです。

2. 役員

(1) 役員

- | | |
|-----------|----------------------|
| ① P T A会長 | 1名 (保護者) |
| ② 副会長 | 2名 (保護者) |
| ③ 書記 | 3名 (保護者2名、教職員1名) |
| ④ 会計 | 2～3名 (保護者1～2名、教職員1名) |

(2) 選出方法

P T A推薦委員会が候補者(保護者のみ)を推薦し、総会にて承認を受け決定します。

(3) 役員の仕事

- | | | |
|-----------|-------|--|
| ① P T A会長 | …………… | この会を代表し、会務を総括する人です。 |
| ② 副会長 | …………… | 会長を補佐し、会長不在の場合は代理を務めます。 |
| ③ 書記 | …………… | 運営だよりの発行、各種会合の通知を送付、会務の記録、資料の保管などを担当します。 |
| ④ 会計 | …………… | 経理を担当し、日常の会計処理、予算・決算の原案を作成。総会にて報告をします。 |

3. 総会

会員全員が集まる最高の決議機関です。役員・会計監査の選出、活動計画、予算、決算、規約の改正などの重要事項を審議決定します。

4. 運営委員会

役員、各常任委員長・副委員長、学校長の15～16名で構成します。

原則として年7回程度開かれ、総会の基本方針に基づきP T A全体の運営を行います。学年委員会・校外安全委員会等の各種活動計画の調整、総会に提案する議題の審議をし決定します。

また、対外的活動として、市P連・区P連等の総会や分科会・講演会に参加して学習したり、他の学校との交流を行います。

5. 学年委員会

各学年のクラス数相当の人数が選出され、その中から正副委員長が選出されます。

その正副委員長のもとで原則として月1回開かれます。

学年委員の役割は保護者と教職員、保護者相互が理解を深め学び合うことを目的として学年懇談会を学級担任と相談・協力して行います。

また、会員の声や委員会の必要に応じて、成人教育、保健、広報関連などの活動を行います。

6. 校外安全委員会

各地区から児童数に応じて選出され、その中から正副委員長が選出されます。

その正副委員長のもとで原則として月1回開かれます。

校外における児童の生活環境の整備、地域での活動、交通安全にかかわることなど、学校と協力して行います。

7. 会計監査

P T A推薦委員会が候補者（保護者のみ）を推薦し、総会にて承認を受け決定します。会計監査は2名おきます。

総会で承認された予算が、正しく使用されているか、正しく会計処理されているかを監査して、その結果を総会で報告します。大切なP T A会費の収入・支出状況を点検し報告する任務ですが、運営委員会などには属しません。会員を代表してP T A運営機関の会計を見届ける役割にあります。

8. P T A推薦委員会

P T A推薦委員会は、学年委員の中から選出された各学年代表1名（計6名）、運営委員会代表2～3名、教職員代表1名をそれぞれ選出して組織します。

P T A推薦委員会は、総会において、役員及び会計監査候補者を会員より推薦のあった方の中から推薦します。なお、P T A推薦委員は次のことに留意していただきます。

(1) P T A推薦委員会の公開は致しません。

(他の委員会は公開を原則としています。)

(2) P T A推薦委員はP T A推薦委員会の議事内容を他言してはいけません。

P T A推薦委員会は総会で候補者が承認され決定した時点で、P T A推薦委員会の任務を終了し解散します。

ただし、総会を書面をもって開催した場合、P T A推薦委員会は議決権行使書の結果を書面にて報告します。議決権行使書の提出数の過半数が賛成して候補者が承認された時点で、その報告書をもって任務を終了し解散します。

9. 会費

金額は一世帯月額300円（年額3、600円）です。

会費は会の運営や活動に使用する経費にあてます。

会費には横浜市安全教育振興会会費の500円（年額）を含みます。

10. 加入・連携団体等

- (1)横浜市安全教育振興会（安振会） …… 別紙案内
- (2)横浜市P T A連絡協議会
- (3)都筑区P T A連絡協議会
- (4)川和中学校区学校・家庭・地域連携事業実行委員会
- (5)ビジサポ学校賠償プラン

常任委員会のシステムと活動内容 〈例〉

これまでの各委員会のシステムおよび活動内容を参考に、その年度ごとの個性を生かした活動を展開しましょう。

学年委員会

〈システム〉

- ・各学年のクラス数相当の人数が選出されます。その中から委員長1名、副委員長2名を選出します。この3名は、PTA運営委員になります。

〈活動内容〉

- ・委員会……………月1回開かれ、これに出席します。
- ・学年懇談会……………学級担任に協力します。
- ・学校保健委員会……………学校保健委員会にPTA代表として出席し、児童が決めた取り組みテーマを1年間一緒に考えます。
- ・PTA推薦委員会……………推薦委員会に各学年代表として参加し、運営代表と共に推薦活動を行います。
- ・学年委員会だより……………学年委員会の活動内容を会員に報告します。

以上が基本的活動内容です。他に、その年の学年委員会において自由な発想で検討し、企画された内容の運営をします。

(例) 給食試食会・講演会・講習会 など

校外安全委員会

〈システム〉

- ・各ブロック(二の丸・加賀原・葛が谷・高山・川和台・見花山・富士見が丘・夕月野・タンタタウン)から児童数に応じて選出されます。その中から委員長1名、副委員長2名を選出します。この3名は、PTA運営委員になります。
- ・各ブロックから1名ブロック長を選出します。(状況に応じて副ブロック長を選出できます。)

〈活動内容〉

- ・委員会……………月1回開かれ、これに出席します。
- ・児童の地区班・転出入の確認をします。
- ・地区懇談会……………年に2回、各地区において懇談会を開催します。
- ・地区パトロール…月1回以上、各地区ごとに保護者とパトロールを行います。
- ・旗振り実施地区では、その当番表を作成します。
- ・スクールゾーン防犯・対策協議会の開催……………通学路の点検と見直しをし、各機関への要望事項を検討し、資料の作成をします。
- ・校外安全委員会だより……………校外安全委員会の活動内容を会員に報告します。

横浜市立川和東小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 この会は、横浜市立川和東小学校PTA（愛称ペガサスの会）といいます。事務局を川和東小学校におきます。

第2章 目的

第2条 この会は、保護者と教職員とが協力しあって、学校と家庭と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とします。また、会員の研修を推進します。

第3章 方針

第3条 この会は、次の方針に基づいて活動します。

1. 自主独立のものであって、他の団体や機関の支配干渉を受けません。
2. いかなる政党的・宗教的・営利的活動にも関与しません。
3. 学校の管理・人事に干渉しません。

第4章 会員

第4条 この会の会員は、川和東小学校に在籍する児童の保護者並びに川和東小学校に勤務するすべての教職員とします。

第5条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務を持ちます。

第5章 会計

第6条 この会の経費は、会費をもってあてます。会費は、一世帯月額300円、年額3、600円とします。会費には、横浜市安全教育振興会会費を含みます。

第7条 この会の会計年度は、4月1日から3月31日までとします。

第8条 この会の予算及び会計監査を経た決算は、総会で承認されなければなりません。

第9条 会費の改定を必要とする時は、運営委員会の審議を経て、総会で決定します。

第10条 この会の会計出納簿は閲覧できます。

第6章 役員

第11条 この会には次の役員をおきます。任期は1年とし、再任を妨げません。ただし、会長・教職員以外の同一役職の任期は、2年を限度とします。また、役員経験者は原則としてその後、子どもの人数にかかわらず常任委員の就任を免除とします。（会計監査を除く）

1. 会長1名（保護者）……………この会を代表し、会務を総括します。
2. 副会長2名（保護者）……………会長不在の場合は代理を務めます。
3. 書記3名（保護者2名・教職員1名）……各種会合の通知を発送し、会務の記録をします。
4. 会計2～3名（保護者1～2名・教職員1名）……………経理を担当し、総会で報告します。

第7章 会計監査

- 第12条 この会には会計監査2名をおきます。任期は1年とします。
会計監査は、年度末に会計を監査し、その結果を総会で報告します。

第8章 総会

- 第13条 総会は全会員をもって構成されるこの会の最高の決議機関です。
- 第14条 総会は原則として年2回開催し、以下のことを審議・決定します。
- (1) 活動計画・予算案審議
 - (2) 活動報告・決算報告
 - (3) 規約の改正
 - (4) P T A役員及び会計監査の承認
 - (5) その他本会運営に関する事項
- ただし、年度末の総会については、議題が(4)のみの場合は、書面での議案の提示・議決権行使書の回収をもって総会とすることができます。
- 第15条 前条の定期総会の他に、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要請があった時は臨時総会を開くことができます。
- 第16条 総会は、会員の3分の1以上(委任状を含みます)の出席で成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とします。
ただし、総会を書面で開催した場合は、会員の3分の1以上の議決権行使書の提出で成立し、議決は議決権行使書の過半数の同意を必要とします。
- 第17条 総会の招集は会長名で行います。

第9章 各種委員会

- 第18条 この会には、次の各種委員会をおきます。
1. 常任委員会(学年委員会・校外安全委員会)
 2. 運営委員会
 3. P T A推薦委員会
 4. 特別委員会
- 第19条 P T A推薦委員会を除くすべての委員会は公開を原則とします。
- 第20条 常任委員会は、学年委員会と校外安全委員会の2委員会とします。
- 第21条 学年委員会は、各学年のクラス数相当の人数を選出して組織します。
学年委員は、学級担任と協力して学年P T Aの企画・運営にあたりると共に、児童の保健・安全・給食に関することがらについても理解を深め、その一層の向上につとめます。
- 第22条 校外安全委員会は、各地区ごとに、児童数に応じて委員を選出して組織します。
校外安全委員は、児童の校外における生活実態の把握とその安全指導に協力し、学校と家庭と地域の連携に協力することにつとめます。

第23条 運営委員会は、役員、各常任委員長・副委員長、学校長で構成し各種活動計画の審議、総会に提案する議案を審議し決定します。
原則として年7回程度の会合を開きます。

第24条 P T A推薦委員会は、学年委員から各学年代表1名、運営委員会代表2～3名、教職員代表1名をそれぞれ選出して組織します。また、必要に応じて役職内容の説明等のために、現役員を補佐役として設置することができます。なお、都合により途中辞退した場合、委員の補充をすることができます。
P T A推薦委員会は、総会までに次年度役員及び会計監査候補者を推薦します。

第25条 特別委員会は、総会または運営委員会で必要と認めた場合設置することができます。

第10章 個人情報の保護

第26条 この会の運営のために得た個人情報は、個人情報保護に関する法令に基づき、取扱います。

第11章 改正

第27条 この会の規約は、総会において出席者の過半数の賛成により改正することができます。

第12章 付 則

第28条 この会の運営上の細則の制定又は改廃は、運営委員会の議を経て別に定め、総会にはかります。

第29条 この規約は、平成7年4月1日より施行します。
この規約は、平成8年3月15日一部改正施行します。(第15条改正)
この規約は、平成8年5月20日一部改正施行します。(第22、23、26条改正)
この規約は、平成9年5月21日一部改正施行します。(第18、25条改正)
この規約は、平成13年5月23日一部改正施行します。(第24条改正)
この規約は、平成16年5月13日一部改正施行します。(第11条改正)
この規約は、平成22年3月9日一部改正施行します。(第14、15、16条改正)
この規約は、平成24年5月15日一部改正施行します。(第14、16、24条改正)
この規約は、平成27年1月28日一部改正施行します。(第24条改正)
この規約は、平成30年2月17日一部改正施行します。
(第10条～第12条改正、第26条～第29条改正)
この規約は、令和2年5月22日一部改正施行します。(第21、第23条改正)
この規約は、令和3年5月25日一部改正施行します。(第18、第20条改正)
この規約は、令和4年6月8日一部改正施行します。(第11条改正)

横浜市立川和東小学校PTAメール配信細則

(主旨)

第1条 PTAの連絡機能として電子メールを利用したメール配信を整備/運用する。

(発信者)

第2条 メール配信の発信者（以下、発信者）は緊急時を除き、学校長・副校長・教務主任・PTA会長とする。

(受信者)

第3条 メール配信の受信者（以下、受信者）はPTA会員のうち希望者とする。

(受信しない者)

第4条 メール配信を希望しない者はメール配信時電話連絡網に登録する。
メール配信時電話連絡網はメール配信に登録していない者のみで作成し、校外連絡網とは別の連絡網とする。

(受信登録/解除)

第5条 受信者は、自ら所定の方法でメールの受信登録/解除を行うこととする。

(外部委託業者)

第6条 メール配信の運用にあたり、外部委託業者を利用する場合、下記の4点をふまえ、運営委員会で検討の上決定する。

- ・プライバシーの保護
- ・適切な委託価格
- ・受信者、発信者の利便性
- ・業務の継続性

(目的)

第7条 目的は下記の場合に限定する。

- ・学校からの緊急時のお知らせ
- ・気象状況に伴う予定変更
- ・PTAからの緊急時のお知らせ
- ・インフルエンザ等による学級閉鎖
- ・修学旅行、遠足などの帰着に関するお知らせ
- ・在校生の安全に関わる情報
- ・学校及びPTAボランティアに関するお知らせ
- ・PTA会員に対するアンケート調査

(発信文面の確認)

第8条 メール配信は、学校長・副校長・教務主任・PTA本部役員が発信文面の確認を行う。

(発信の承認)

第9条 メール配信は、発信者の承認をもって行う。

(施行日)

第10条 本細則は2010年（平成22年）3月9日より施行する。
この規約は、平成24年5月15日一部改正施行します。（第4条改正）
この規約は、平成30年2月17日一部改正施行します。（第7条改正）

2010年3月9日制定

横浜市立川和東小学校PTA 慶弔規定 (愛称ペガサスの会)

- 第1条 ペガサスの会会員及び児童の慶弔については、この規定によることとする。
- 第2条 慶弔による規定は1. 会員、2. 児童とし、つぎのとおりとする。
- 第3条 会員の場合
1. 会員の死亡に際しては、花輪1基に相当するものと香典5,000円を贈り弔慰を表す。
 2. 会員の罹災に際しては、役員協議により見舞金を贈ることができる。
 3. 教職員の離任に際しては、花束を贈り、謝意を表す。
- 第4条 児童の場合
1. 児童の死亡に際しては、香典5,000円を贈り弔慰を表す。
 2. 児童の入学・卒業に際しては、祝品を贈る。
- 第5条 その他、特別の場合は、役員協議し決定する。
- 第6条 役員協議決定した事項は、運営委員会に報告し、承認を受けることとする。
- 第7条 弔慰金、見舞金、花輪は「川和東小学校PTAペガサスの会」名で贈り、返礼は一切受け取らないこととする。
- 第8条 この規定の改正を必要とするときは、運営委員会の審議を経て、総会で決定する。
- 第9条 この規約は、平成7年4月1日より施行する。
この規約は、平成8年5月20日一部改正施行する。(第6. 7. 11条を第5. 6. 9条とし、第8条を改正し第7条、第9. 10条を改正し第8条として定め施行。第11条は廃止。)



令和4年6月版